

生じたる名稱にして、從つて漢史の九姓回鶻に相當するものなりと考ふるなり。<sup>⑧</sup>

今此等の諸説に對して余輩の管見を述ぶれば、*Oruz* なる語が元來或るトルコ族の名稱にして、其の中に *Uigur* をはじめ其の他の諸部を含み、*Toquz Oruz* なる語は、この *Oruz* が九姓より成立したるが爲に付せられたるものなる」とは疑無きが如し、先づ *Oruz* なる語について述べんに、此の語に「姓」の義の存する」とは事實にして、*Radloff* 氏のトルコ語方言集には、尙此の義を載せれども、既に *Müller* 氏の *Uigurica II. S. 35* に見ゆるが如く、*Orus* なる形を以て、漢語の姓・種等の對譯に用ゐられ、*Pelliot* 氏の譯出せる回鶻文佛典大方便佛報恩經<sup>⑨</sup>にも同様の義に用ゐる、*Pelliot* 氏は突厥碑文の *Toquz Oruz* ところふは兩語にて九姓の義に外ならずと說き、余輩も亦同様の考を述べたる<sup>⑩</sup>とあれども、然も前に *Radloff* 氏の論する所を引けるが如く、「*Oruz* の君長等」もしくは「*Oruz* の民」の如き語が碑文中に見ゆるよりすれば、此の語が或る部族の名として用ゐられたるは明らかなると共に、部族の名の上に數詞を冠したるものは、碑文中此の *Toquz Oruz* の外に *Otuz Tatar* 部<sup>トウツタタール</sup>、*Üç Quriqan* 部<sup>トウツクーリカン</sup>、*Üç骨利幹* (I. E. 4; II. E. 5) の如きありて、此等の數詞は皆其の團體を構成せる部族の數を表はし、三十姓ターリル、九姓ターリル、三姓骨利幹の意に外ならぬると何人も疑はざる所なり、若し *Toquz Oruz* の *Oruz* が姓の義なりとすれば、此等の各々の場合に於てもまた同様に此の語が存して、*Otuz otuz Tatar*; *Toquz otuz Tatar*; *Üç otuz Quriqan* 等と記されれる可いがるに、之なきはまた以て *Oruz* が部族の名に外ならず、*toquz* が其の部が構成せる小姓部の數を示せるものなることの反證と見るを得べし。